

静岡手形交換所規則関係規定等の廃止

静岡手形交換所の業務終了（令和4年11月2日）に伴い、交換所規則関係規定等を廃止する。（下表のとおり）

（全国銀行協会・東京手形交換所の取扱いと平仄を合わせ対応するもの）

（1）関係規定等の廃止

対 象	廃 止 日
<p>< 関係規定、関係様式および規則等にもとづく諸決定 > （下記、令和5年3月31日付廃止分以外）</p> <p>①予備交換規定 ②文書交換規定 ③静岡手形交換所規則関係様式 ④静岡手形交換所規則付帯決議事項等 ⑤個人情報保護法に係る不渡情報の保護と利用に関する取扱事務 ⑥手形交換事務に関する注意事項 ⑦静岡手形交換所参加銀行の臨時休業等における手形交換事務等の取扱い手続 ⑧預金保険法に定める営業譲渡等に係る手形交換手続等の取扱手続 ⑨民事再生手続開始の申立てを行った被管理金融機関が手形交換制度に引続き参加する場合の手形交換事務の取扱い ⑩参考資料 1 交換参加銀行の合併に伴う手形交換事務の取扱い 2 交換参加銀行の営業譲渡・廃止に伴う手形交換事務の取扱い ⑪その他規定類等 1 災害等により休業した手形交換所の参加銀行に係る静岡手形交換所における臨時参加手続 2 緊急時規定・マニュアル（地震・災害・交通障害等） 3 静岡県信用農業協同組合連合会および静岡県信用漁業協同組合連合会の交換尻に関する事務取扱（該当交換参加銀行のみ）</p>	<p>令和4年11月2日（水） （業務終了後）</p>
<p>上記⑤中の（I）*不渡情報の保護と利用に関する自主ルール *業務終了後の不渡関連事故等発生に備え事業終了日までとするもの</p>	<p>令和5年3月31日（金） （事業終了日）</p>

（2）静岡手形交換所規則および同施行細則の廃止は、静交令4第3号(R4.5.11)にて示達済。

以 上